

資料 環境基本計画の目標・指標一覧

1 環境の目標

基本目標	環境目標	定義	単位	数値の推移													H24 目標値
				H11	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
水とみどり	大井川の河状係数	大井川神座地点における河状係数とする。 (河状係数=最大流量÷最小流量)	-	712	-	-	23,374	-	-	-	-	-	-	-	-	-	低下
	大井川の水質環境基準値(BOD)達成率	大井川の水質環境基準値(BOD)達成率 =環境基準達成地点数÷BOD測定地点数	%	-	95.8	100	95.8	100	95.8	100	100	100	100	100	100	100	100%
	市内中小河川の水質環境基準値(BOD)達成率	市内中小河川の水質環境基準値(BOD)達成率 =環境基準達成地点数÷BOD測定地点数	%	-	96.7	96.7	98.3	100	100	100	100	100	99.4	98.1	100	92.9	100%
	緑地面積	緑地面積=(都市公園+公共施設緑地) (旧島田市分)	ha	-	57.3	66.2	66.2	71.2	71.7	71.7	72.4	75.3	75.5	75.5	75.5	75.5	72.5ha
	山林面積	土地の地目別面積の「山林面積」とする。 (H17から旧金谷町を含む。) (H20から旧川根町を含む。)	ha	-	6,077	6,073	5,984	5,900	9,048	9,095	9,121	15,456	15,272	15,187	15,153	15,127	6,077ha
	水とみどりに対する満足度(水辺とのふれあい)	環境に関する市民向けアンケートで「満足」「やや満足」と回答した割合とする。	%	-	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50%
	水とみどりに対する満足度(水のきれいさ)			-	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40.4	-	50%
	水とみどりに対する満足度(公園やひろばの状況)			-	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45.7	-	50%
水とみどりに対する満足度(生きものとのふれあい)	-			42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41.2	-	50%	
ごみ	1人あたりごみ排出量	1人あたりごみ排出量={ (家庭系の可燃ごみ+プラスチックごみ+不燃ごみ) + (資源物の市収集+持込み+集団回収) } ÷ 人口(住民基本台帳)	g/人・日	-	735	785	820	799	780	718	872	866	880	851	830	840	603g/人・日
	リサイクル率	リサイクル率=(直接資源化量+施設処理による資源化量+資源集団回収量) ÷ (総排出量+資源集団回収量)	%	-	20.7	25.3	27.1	-	25.6	25.3	27.1	24.8	24.4	23.7	23.2	21.6	30%

基本目標	環境目標	定義	単位	数 値 の 推 移												H24 目標値	
				H11	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23		H24
エネルギー・まちと交通	電気使用量	市内の電気使用量とする。 (H17から旧金谷町を含む。) (H20から旧川根町を含む。)	Mwh	-	513,589	516,462	523,100	534,640	753,193	678,198	668,605	680,169	733,482	779,263	771,782	795,543	現状維持
	自動車保有台数	市内の自動車保有台数とする。 (H17から旧金谷町を含む。) (H20から旧川根町を含む。)	台	-	60,316	60,893	61,114	61,331	80,336	80,609	80,853	86,653	86,465	86,446	86,110	86,124	減少
	エネルギー・まちと交通に対する満足度 (並木道の保全・育成)	環境に関する市民向けアンケートで「満足」「やや満足」と回答した割合とする。	%	-	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50%
	エネルギー・まちと交通に対する満足度(水害からの安全性)			-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食生活	学校給食への地場産品取り入れの割合	学校給食への地場産品取り入れの割合＝学校給食で使用する食材のうち地場産品(JA大井川で取り扱う地区で生産されたもの)の量÷学校給食で使用する食材(19年度から市内生産分)	%	-	12.2	11.8	14.7	14.8	17.5	27.5	38.8	39.0	38.9	38.9	40.8	32.0	40%
	地場産品の域内流通の割合	地場産品の域内流通の割合＝JA大井川で取り扱う地区で生産された食材のうち同地区内で流通する食材の量÷JA大井川で取り扱う地区で生産された食材の量(重量ベース)	%	-	18	-	-	18.8	-	-	19.0	-	-	-	-	-	40%
	環境配慮行動(食べ物は地元産を選ぶ)	環境に関する市民向けアンケートで「いつも行っている」と「ときどき行っている」と回答した割合とする。	%	-	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70%
	環境配慮行動(エコクッキングを行っている)			-	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50%
環境教育・情報・連携	環境の状況や、環境に関する市からの情報提供の満足度	環境に関する市民向けアンケートで「満足」「やや満足」と回答した割合とする。	%	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17.8	-	50%
	環境に関する講座・体験教室等の開催回数	市民・事業者・市がそれぞれあるいは協働で開催する環境に関する講座・体験教室の開催回数とする。	回	-	-	-	5	6	14	22	20	34	25	27	22	31	年24回以上実施
	環境に関する講座・体験教室等への参加者の割合	環境に関する講座・体験教室等への参加者の割合＝市民・事業者・市がそれぞれあるいは協働で開催する環境に関する講座・体験教室への参加者数÷人口(住民基本台帳)	%	-	-	-	3.2	3.3	2.3	5.5	5.0	3.9	2.4	2.4	2.3	2.5	10%
	環境に関する市民団体の会員の割合	環境に関する市民団体の会員の割合＝環境に関する市民団体会員数÷人口(住民基本台帳)	%	-	-	-	0.7	2.7	2.7	2.9	3.1	5.6	5.9	8.3	8.7	9.8	10%
	環境に関する市民・事業者・行政の3者が参加する会議開催数	環境に関する市民・事業者・市の3者が参加する会議開催数	回/年	-	-	-	3	4	6	7	8	40	6	6	8	14	月1回/年以上

2 取組の指標

市民グループ(共通を含む)

水とみどり

環境目標	定義	単位	数 値 の 推 移											
			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
基本目標1 水とみどり														
取組の基本的方向1-1 身近で清流とみどりにふれあえる場の創出														
1-1-1 身近で自然とふれあえる場の整備	(1)整備のあり方を検討した既存公園数	箇所	-	0	0	2	2	1	0	0	3	4	4	3
	(2)自然と親しめる空間を確保した公園数	箇所	-	0	0	3	2	0	0	12	15	25	23	1
	(3)市民の管理している公園数と市民団体数	箇所 団体		36 34	34 32	36 33	42 35	48 43	48 43	49 44	52 45	51 44	52 46	52 46
	(4)公共施設におけるピオトープ設置数(累計)	箇所	2	3	3	4	5	5	5	5	5	5	5	5
1-1-2 身近な清流の再生	(5)多自然型工法等に関する調査・研究会開催数	回	-	2	5	7	1	3	4	3	4	5	3	2
	(6)多自然型工法等による整備延長	km	0.94	1.22	1.22	1.27	1.33	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53
	(7)水量の確保に関する検討会開催数	回	-	-	-	-	-	-	-	2	3	5	5	3
	(8)生活雑排水処理率 ※()は旧金谷町を含んだ処理率	%	22.2	25.4	30.5	34.1 (20.35)	21.6	24.9	26.4	28.6	32.2	36.3	45.8	48.1
	(9)公共下水道普及率	%	9.7	10.0	10.3	11.2	9.1	9.7	10.0	9.7	9.9	9.7	9.9	10.2
	(10)公共下水道水洗化率	%	81.8	83.5	86.1	86.4	87.2	89.3	88.1	89.4	87.1	81.6	81.3	81.1
	(11)合併処理浄化槽設置基数(累計)	基	1,276	1,636	1,969	2,228	2,763	3,984	4,404	4,839	5,241	5,649	5,993	6,398
	(12)合併処理浄化槽設置補助件数	基	370	360	333	325	475	445	420	435	402	408	344	405
	(13)単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換基数	基	-	-	15	10	32	34	20	16	24	16	17	20
	(14)生活排水処理についての学習会等実施回数	回								6	5	7	8	8
1-1-3 歴史的水辺景観の再生	(15)歴史的水辺景観の調査実施回数	回	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
1-1-4 大井川河川敷の利用	(16)ワークショップの開催数	回							3	2	4	2	2	1
	(17)大井川高水敷への水とみどりの取り込みについての検討会開催数	回	-	-	-	-	-	-	-	1	2	0	0	0
取組の基本的方向1-2 森林や里山の保全・復元														
1-2-1 里山の保全	(18)竹林伐採面積	ha	-	-	-	-	-	-	-	0.54	1.75	0.86	0.50	0.45
	(19)里山の参加型の維持管理活動実施回数	回	-	-	5	5	15	21	22	360	300	925	716	216
	(20)里山の参加型の維持管理活動への参加者数	人	-	-	30	124	170	200	220	2,200	1,030	1,585	1,060	657
	(21)市民参加で維持管理する里山面積	ha	-	-	0.35	0.35	0.5	0.5	0.5	85	32	31.5	12.9	13.2
	(22)島田の里山30選に選ばれた里山における参加型の維持管理活動実施回数	回	0	0	0	0	0	2	6	24	27	4	4	2
1-2-2 河川源流部の森林の保全	(23)間伐実施面積 ※()は旧金谷町を含んだ実施面積	ha	-	-	-	-	-	65.95	162.67	339.17	443.14	567.31	673.89	748.86
	(24)大井川流域の諸団体との交流会の開催数	回	-	-	2	0	3	3	5	4	7	7	4	2
	(25)間伐材利用箇所	箇所	-	-	-	-	-	-	-	8	5	3	3	3
取組の基本的方向1-3 自然とのふれあい体験の推進														
1-3-1 自然とのふれあい体験を通じた関心の喚起	(26)「島田自然マップ」の発行部数	部								0	300	300	0	0
	(27)「島田自然マップ」作成の進捗度	%								100	100	0	0	0

環境目標	定 義	単位	数 値 の 推 移											
			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1-3-1 自然とのふれあい体験を通じた関心の喚起	(28) 自然教室の開催や自然探検隊の創設に関する検討会開催数	回	-	-	2	2	-	1	8	4	12	49	48	40
	(29) 子供が参加する環境教育活動の実施	回					10	4	5	4	13	49	48	40
取組の基本的方向1-4 水資源の保全														
1-4-1 水資源の適正利用	(30) 地下水使用量 ※()は旧金谷町分を含んだ使用量	m3/日	161,360	163,360	161,153	161,328 (204,736)	204,133	202,066	203,738	204,448	202,743	202,709	202,089	189,110
	(31) 一人あたり水道使用量	m3/日	0.26	0.27	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.25	0.26	0.26	0.26

ごみ

基本目標2 ごみ															
取組の基本的方向2-1 ごみの発生抑制 Refuse & Reduce !															
2-1-1 環境にやさしい製品の普及	(32) ごみ抑制に取り組んでいる認定店舗数	店	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10	10	9	9
	(33) 行政との検討会開催数	回									0	0	0	0	0
	(34) 調査研究の回数	回	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
	(35) 情報発信の回数	回									0	0	0	0	3
2-1-2 ごみをつくらない・売らない・買わないしくみの構築	(36) マイバック持参への協力商店数	店	-	-	7	12	10	10	12	14	14	14	14	13	
	(37) マイバック協力商店における平均利用率	%	-	-	-	29.8	-	31.17	37.17	87.52	90	90	90	90	
	(38) ばら売り・量り売り及び簡易包装を導入している店舗数	店	-	-	-	-	-	-	-	14	14	14	14	14	
	(39) 環境にやさしい店舗の認定件数 ※()は累計	店					9 (9)	2 (11)	0 (11)	0 (10)	0 (10)	0 (10)	0 (10)	0 (9)	
	(40) 店内での包装材回収の実施店舗数	店	-	-	-	-	-	-	-	1	0	14	14	14	
(41) 経済的手法の活用に関する検討会開催数	回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
取組の基本的方向2-2 再利用の促進 Reuse !															
2-2-1 不用品の再利用の促進	(42) 生活用品活用バンク利用者数 （「譲ります」「譲ってください」「成立件数」）	件	280	232	255	232	235	208	141	131	188	220	227	133	
	(43) フリーマーケットの開催回数	回	2	-	-	11	25	20	20	12	26	5	5	10	
	(44) フリーマーケットの出店数	店	200	-	-	74	623	558	579	367	485	161	108	110	
	(45) 粗大ごみ収集点数	点	-	-	-	-	-	3,006	3,596	3,374	3,644	3,595	3,588	3,450	
取組の基本的方向2-3 再資源化の促進 Recycle !															
2-3-1 資源分別の徹底	(46) 古紙回収量 ※()は旧金谷町分を含んだ回収量	kg	4,098,110	4,129,260	4,223,204	4,359,468 (5,177,710)	5,189,652	5,142,576	5,037,055	5,033,811	4,724,603	4,529,687	4,261,762	3,794,664	
	(47) 組成調査による燃えるごみに含まれる古紙率	%	-	-	-	-	-	-	9.67	5.66	5.65	4.01	6.53	9.42	
	(48) ペットボトル・トレイ回収量 ※()は旧金谷町分を含んだ回収量	kg	125,185	147,554	159,682	124,165 (156,505)	166,444	218,500	261,962	269,317	257,829	243,205	229,730	220,480	
	(49) 組成調査による燃えるごみに含まれるペットボトル・トレイの率	%	-	-	-	-	-	-	0.37 0.10	0.21 0.08	0.66 0.13	0.14 0.07	0.45 0.14	0.38 0.14	
	(50) 新しい資源分別区分の検討会開催数	回	-	-	-	3	5	-	1	4	4	2	1	2	

環境目標	定 義	単位	数 値 の 推 移											
			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
2-3-2 生ごみ資源化の推進	(51) 生ごみの資源化の手法の調査・研究の実施回数	回	-	-	-	1	1	-	-	13	12	3	21	5
	(52) 田代環境プラザへの食品残渣搬入量	t	-	-	-	-	-	133.7	122.1	103.9	145.1	153.9	164.6	131.4
	(53) 生ごみを堆肥化して、農業に利用して農産物を収穫する地域内での循環のしくみの検討会開催数	回	-	-	4	-	-	-	-	1	1	1	1	0
	(54) 地域循環のモデル事業への参加家庭数	家庭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(55) 生ごみ処理容器等購入費補助金交付件数 ※ () は旧金谷町分を含んだ交付件数	件	206	205	183	144 (184)	133	96	60	71	51	33	30	41
	(56) 食品リサイクルに取り組んでいる事業者数	事業者	-	4	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-
	(57) 食品廃棄物の再生利用量	t						133.7	122.1	103.9	145.1	153.9	164.6	131.4
	(58) 生ごみの堆肥化量	t						16	16	13	16	22	19	10
2-3-3 剪定枝・落ち葉の堆肥化の推進	(59) 剪定枝や落ち葉の堆肥化に関する調査・研究の実施回数	回	-	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	(60) 剪定枝の堆肥化量	t						108	112	171	114	63	53	32
2-3-4 エネルギー資源としての活用の推進	(61) ごみ焼却場での廃熱利用量 (千kw/h)	発電量						11,094	11,565	10,952	11,088	10,388	10,719	10,723
		売電量						1,571	1,739	1,749	1,709	1,545	1,597	1,770
	(62) エネルギー資源としての活用の調査・研究の実施回数	回	-	-	-	-	-	-	-	5	1	1	0	0
取組の基本的方向2-4 ごみに対する意識改革														
2-4-1 情報の共有と発信	(63) ごみ焼却施設や収集の現場を見学・体験する機会等への参加者数	人	1,117	1,165	1,211	1,117	868	3,846	3,852	2,085	1,431	1,359	1,464	1,630
取組の基本的方向2-5 環境美化の推進														
2-5-1 美化活動の推進	(64) 自動販売機への回収容器の適正な設置数	台	-	1,284	1,309	1,309	1,309	1,309	1,309	1,309	1,309	1,309	1,309	1,309
	(65) 川ざらい等の美化活動への参加団体数	団体	71	71	70	80	82	103	105	86	95	88	75	77
	(66) ボランティア・サポート・プログラムの協定締結団体数	団体	-	-	-	-	10	11	11	11	10	9	9	9
取組の基本的方向2-6 ごみの適正処理														
2-6-1 ごみの収集・処理の最適化	(67) 最終処分場延べ埋立量 (埋立可能量 290,000m3)	m3	225,728	234,695	240,928	247,600	254,249	257,178	259,484	262,657	263,829	265,621	266,225	267,496
	(68) 野焼き等への苦情の件数	件	14	40	19	16	12	15	22	22	10	20	25	19
	(69) 啓発実施事業者数	事業所	-	-	-	-	-	-	2,665	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800
	(70) ごみの収集ルール of 検討会開催数	回	-	4	4	6	7	10	5	5	5	5	5	5
	(71) ごみの不法投棄に対する苦情件数	件	6	7	12	8	10	20	18	5	10	7	3	31
	(72) 環境自治推進員によるパトロール回数	回	3	3	3	3	4	4	4	5	5	5	5	5
	(73) 不法投棄の防止に関する検討会回数	回	-	-	-	1	-	-	-	1	1	1	1	0
2-6-2 ごみ処理による環境への負荷の低減	(74) 清掃車両への低公害車の導入台数	台	-	-	-	-	-	1	1	5	5	8	9	11
	(75) ごみ処理場からのダイオキシン類濃度	ng-TEQ/N	3.2	3.3	4.2	1.9	2.0	0.0059	0.00024	0.00016	0.0031	0.000027	0.00019	0.0033

エネルギー・まちと交通

環境目標	定 義	単位	数 値 の 推 移												
			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
基本目標3 エネルギー・まちと交通															
取組の基本的方向3-1 温暖化防止対策の推進															
3-1-1 総合的な温暖化防止対策を目指した取組の推進	(76) 温室効果ガス総排出量（市の業務からの排出量） ※17年度から旧金谷町分を含む ※20年度から旧川根町、旧衛生消防組合を含む	t-CO ₂	-	9,904	9,522	11,310 (14,332)	14,374	14,202	13,975	16,675	17,183	17,539	16,865	16,698	
取組の基本的方向3-2 省エネルギーの推進															
3-2-1 省エネルギー行動の促進	(77-1) チャレンジしまだ環境ファミリー参加家庭数 ※（ ）は累計	家庭					36	46 (82)	26 (108)	22 (130)	17 (147)	16 (163)	-	-	
	(77-2) ふじのくにエコチャレンジDays事業参加世帯数 ※（ ）内は累計	世帯											1,180 (1,180)	862 (2,042)	
	(77-3) 二酸化炭素排出削減量								177	730	618	△131	3,540.6	2,397.6	
	(78-1) エコアクション21認証取得事業者数 ※（ ）は累計	事業所						3	8 (11)	13 (24)	16 (40)	16 (56)	9 (66)	5 (71)	
	(78-2) 取得セミナー参加事業者数 ※（ ）は累計	事業所							28	25 (53)	14 (67)	14 (81)	9 (90)	2 (92)	
	(79) 省エネルギーの日への参加者数	人									75	57	65	68	
	(80) JR島田駅・六合駅・金谷駅乗車人員合計 ※（ ）はJR島田駅と六合駅分	人	(3,635,783)	4,450,189 (3,460,487)	4,426,724 (3,470,980)	4,361,196 (3,423,913)	4,294,605	4,260,931	4,244,932	4,218,092	4,104,776	4,086,615	4,024,145	3,988,473	
	(81) バス利用者数 ※（ ）は旧金谷町分を含んだ人数 ※ 20年度からは旧川根町分を含む	人	1,069,100	941,700 (995,000)	1,029,800 (1,069,700)	948,400 (982,900)	1,005,600	1,060,500	950,900	928,300	872,700	889,600	835,900	794,300	
	(82) コミュニティーバスの利用者数 ※ 20年度からは旧川根町分を含む	人	-	-	218,541	226,735	334,996	351,478	362,819	381,191	409,186	404,334	384,386	372,162	
	(83-1) ノーカーデーによる二酸化炭素削減量	kg	-	-	-	-	-	-	-	2,483.68	6,512.14	5,716.98	5,896.22	6,045.29	
	(83-2) ノーカーデー参加率（年間平均）	%	-	-	-	-	-	-	-	47.1	45.4	42.6	41.3	47.0	
	(84) カーフリーデーにおける特定地点の交通量の減少率	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3-2-2 省エネルギー型機器導入の推進	(85) 省エネルギー型機器導入についての情報発信回数	回								1	2	6	6	14
		(86) 省エネルギー型機器導入の経済的支援制度についての情報発信回数	回								1	2	2	7	5
(87) 低公害車導入の経済的支援制度についての情報発信回数		回								4	2	6	7	7	
(88) 公用車への低公害車等導入割合		%	-	7.3	22.6	24.27	25.98	27.03	27.69	32.34	52.68	56.96	60.71	65.01	
3-3-1 太陽エネルギー利用の促進	(89) 太陽エネルギー利用に関する情報提供回数	回	-	1	0	0	1	2	2	4	4	9	12	26	
	(90) 公共施設における太陽光発電設備の発電容量	kW	50	60	80	100	100	100	100	100	100	130	130	130	
	(91) 太陽エネルギー利用設備導入の助成制度の利用件数 ※（ ）は累計	件	-	104 (104)	111 (215)	131 (346)	146 (510)	145 (637)	164 (801)	151 (952)	119 (1,071)	72 (1,143)	76 (1,219)	374 (1,593)	
	(92) 助成制度の利用者の発電容量 ※（ ）は累計	kW	-	86.2 (86.2)	87.0 (173.2)	182.9 (356.1)	272.5 (628.6)	318.45 (947.0)	267.92 (1,214.95)	239.35 (1,454.30)	325.53 (1,799.83)	72.39 (1872.22)	354.10 (2,226.32)	1,672.29 (3,898.61)	
	(93) 太陽熱利用温水器設置費補助件数（新設分）	件			40	30	27	23	12	23	14	16	-	-	

環境目標	定義	単位	数値の推移													
			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		
3-3-2 地域エネルギー利用の促進	(94)廃油の回収量・菜の花栽培面積	ℓ									2,830	6,650	6,560	6,100	6,900	
		a									38	28	39	69	69	
	(95)伊太谷川発電計画についての調査検討回数・普及啓発回数	回										2	1	11	80	17
取組の基本的方向3-4 ちょっくら歩ける道路とにぎわいのまちづくりの推進																
3-4-1 歩きやすい道路の整備	(96)ユニバーサルデザインを取り入れて整備・改修された道路箇所 ※ ()は累計	箇所	1 (1)	2 (3)	5 (8)	0 (8)	2 (10)	5 (15)	4 (19)	1 (20)	1 (21)	- (21)	- (21)	- (21)		
	(97)バリアフリー化整備を行った歩道 (累計)	km					0.9	1.9	2.4	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
	(98)歩道改良事業の完了路線延長	km	53.3	55.4	55.5	57.0	59.0	60.8	62.2	62.7	62.8	65.7	66.0	66.3		
	(99)歩道・車道分離、歩行者専用道路などの特定交通安全施設等整備事業の完了路線数	路線	6	7	8	9	4	5	5	4	1	0	0	0		
	(100)通学路における交通事故発生人数	人	-	10	5	3	14	14	10	7	6	4	6	12		
	(101)自転車駐車場利用率 ※ 21年度から上段が北口、下段が南口	%	93	93	92	91	87.4	78.9	85.3	82.6	81.9 27.0	80.7 34.0	75.4 38.0	72.8 34.0		
	(102)放置自転車撤去台数 (H16年度以降は六合駐輪場を含む) ※ ()は旧金谷町分を含んだ台数	台	419	323	346	258	235	183	154	172	135	122	124	102		
3-4-2 人にやさしくにぎわいのあるまちづくりの推進	(103)歩いて楽しめるまちづくりの現状調査箇所数	箇所	-	-	1	7	5	9	10	5	5	4	3	2		
取組の基本的方向3-5 環境にやさしく、災害に強いまちづくり																
3-5-1 市街地等の家屋密集地の防災体制の整備	(104)電線類地中化の整備延長	km	1.08	1.08	1.905	2.645	2.645	2.645	3.69	3.69	3.93	3.93	3.93	3.93		
	(105)雨水浸透ます設置助成制度を利用した設置数 ※ ()は累計	基	26 (155)	33 (188)	28 (216)	17 (233)	22 (255)	24 (279)	28 (307)	13 (320)	13 (323)	16 (339)	13 (352)	9 (361)		
	(106)雨水貯留施設の整備	t	207.5	207.5	267.5	390.5	390.5	509.5	509.5	509.5	509.5	509.5	509.5	509.5	509.5	
3-5-2 まちなかのみどりを活かした防災体制の整備	(107)生け垣助成制度の利用件数	件	40	43	35	35	34	37	22	24	33	26	24	16		
	(108)緑地面積	ha	57.3	66.1	66.1	87.5	88.3	88.3	89.0	89.1	89.3	91.0	91.0	91.0		

食生活

基本目標4 食生活																
取組の基本的方向4-1 生産者の顔が見える安全な地場産品の普及																
4-1-1 地産地消のしくみの構築	(109)地場産品の域内流通の割合	%	18	-	-	18.8	-	-	19.0	-	-	-	-	-		
	(110)地産地消連絡会の開催回数・参加団体数	回									1	3	2	2	2	
		団体									23	24	29	29	29	
(111)地産地消まつり等への出店団体数	団体	-	-	12	12	15	11	14	15	9	13	13	13			
4-1-2 消費者への情報の発信	(112)地産地消に関する情報の提供回数	回	-	0	5	6	1	1	1	2	17	14	13	12		
	(113)市内の直売所の数	所								-	-	-	-	-		

環境目標	定義	単位	数値の推移											
			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
取組の基本的方向4-2 農業を身近に感じるくらしの推進														
4-2-1 農業を支えるしくみの構築	(114) 地域農業の担い手としての認定農業者数 ※ ()は旧金谷町分を含んだ人数	人	118	150	217	219 (375)	379	376	380	409	396	388	384	384
	(115) 遊休農地を借用して耕作した割合	%	-	-	-	-	-	-	-	-	5.5	13.7	53.4	49.9
	(116) エコファーマーの認定者数	人				49	48	49	45	34	37	53	55	54
	(117) 農業を身近に感じられるような情報の提供回数	回	-	16	7	11	11	11	11	11	24	28	26	19
取組の基本的方向4-3 安全で豊かな学校給食の推進														
4-3-1 安全で地域性あふれた食材の導入	(118) 安全で地域性あふれた食材の取り入れのしくみの検討会開催数	回	-	0	0	3	4	3	2	1	2	1	2	1
	(119) 学校給食への地場産品の取り入れの割合、品目数 (19年度から市内生産分)	重量% 品目%	12.2 51.4	11.8 47.7	14.7 50.0	14.8 47.0	17.5 54.1	27.5 52.1	38.8 52.8	39.0 40.2	38.9 45.8	38.9 47.2	40.8 45.9	32.0 45.4
4-3-2 学校給食を通じた食育の推進	(120) 食育ボランティアの導入校及び参加人数	校 人					12 202	11 101	12 146	11 294	12 182	13 83	12 67	11 65
	(121) 保護者への食育に関する情報の提供回数	回	-	-	-	0	1	1	1	1	1	0	0	0
	(122-1) セレクト給食の満足度	%								92	98.8	99.5	98.8	100
	(122-2) 市民試食会の参加者数	人								331	236	296	196	167
	(123) 学校給食を考える会の実施回数	回	0	0	0	2	3	2	1	16	14	15	15	16
	(124) 学校給食地産地消推進連絡会の開催数	回					4	2	1	1	2	1	2	1
取組の基本的方向4-4 食への関心を高める行動の推進														
4-4-1 栽培・収穫・加工体験の推進	(125) 市民農園等の農作物の栽培・収穫・加工体験の場への参加者数	人	2,813	2,719	2,743	2,703	2,594	2,510	2,306	2,173	2,154	2,083	2,145	2,282
	(126) 市民・事業者等が開催する体験の場への参加者数	人	-	-	-	49	40	72	105	196	3,540	2,377	640	314
	(127) 登録指導者数	人								0	0	0	0	0
	(128) 市民農園事業の総区画数	区画	39	39	39	39	39	39	178	250	329	365	279	320
	(129) 市民農園の利用者数	人	31	35	35	39	39	39	116	188	258	279	277	258
4-4-2 伝統的な食材や味の伝承	(130) 地域の伝統食の聞き取り調査件数	件	-	-	1	2	8	8	5	4	3	7	7	4
	(131) 伝統料理カレンダーの発行部数	部	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
4-4-3 食生活に関する学習の推進	(132) 島田版食生活指針の発行部数	部	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	100	0
	(133) 食生活に関する学習会の開催数及び参加者数	回	-	-	249	311	494	648	692	678	454	92	94	95
		人			5,731	5,982	10,516	12,009	15,389	11,293	5,982	4,013	3,998	2,841
	(134) 食生活に関する情報紙の発行回数及び部数	回 部	- -	- -	- -					12 16	14 12	12 12		
	(135) 島田市健康づくり食生活推進員普及活動の活動回数及び参加者数	回 人				1,100 400	400 400	600 600	5,200 7,600	7,600 7,600	7,600 30,400	30,400 3,000		
								9,089	8,194	8,631	14,846	14,643	16,642	
取組の基本的方向4-5 環境負荷の少ない食生活の推進														
4-5-1 エコクッキングの推進	(136) エコクッキングチェックシート発行部数	部	-	-	25	43	163	150	180	650	0	0	0	0
	(137) エコクッキング体験教室参加者数	人	-	-	25	43	63	23	45	55	50	63	21	11

環境教育・情報・連携

環境目標	定義	単位	数値の推移											
			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
基本目標5 環境教育・情報・連携														
取組の基本的方向5-1 環境教育・環境学習の推進														
5-1-1 幼児期における環境教育の推進	(138) 幼児教育担当者の研修回数	回	0	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2
5-1-2 学校教育における環境教育の推進	(139) 学校教育担当者の研修回数	回	53	0	1	0	2	2	2	2	1	1	1	1
	(140) 古紙の回収量	t		-	-	-	-	-	-	-	1,314	1,171	1,114	1,004
5-1-3 生涯学習における環境学習の推進	(141) 市民環境塾等への参加者数 ※()は累計	人	-	-	159 (159)	320 (479)	353 (832)	438 (1,270)	304 (1,574)	376 (1,950)	366 (2,316)	349 (2,665)	395 (3,060)	274 (3,414)
	(142) 出前講座等の開催数及び参加者数	回 人								16 566	7 116	5 280	2 79	1 91
5-1-4 環境教育・環境学習の推進体制の確立	(143) 環境教育リーダー育成人数	人	-	0	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(144) 環境人材バンクへの登録者数(累計)	人	-	-	-	-	5	8	10	10	11	12	13	13
	(145) 環境人材バンク登録者の各種講座等への派遣数	回	-	-	-	-	2	3	6	3	0	1	0	0
取組の基本的方向5-2 環境に関する情報の共有														
5-2-1 情報の相互発信の推進	(146) 情報発信の拠点の利用者数	人	-	-	-	-	72	90	60	15	-	-	-	-
	(147) 情報発信の拠点からの環境に関する情報の発信回数	回	-	-	5	9	82	70	45	69	-	-	-	-
	(148) 環境に関する講座・イベント情報の発信回数	回				40	65	155	75	93	100	108	374	406
	(149) 環境監視結果の提供回数	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
取組の基本的方向5-3 パートナーシップによる環境保全の取組の推進														
5-3-1 市民・事業者・市の連携のしくみづくり	(150) 市民・事業者・市の連携による取組テーマ件数	件	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	3	3
	(151) 大井川流域の環境保全のため実施した事業数	件								5	3	5	5	5
5-3-2 環境と共生した開発等の推進	(152) 開発行為に伴う情報公開などの自然環境を保全及び創造するための手法についての検討会開催数	回	-	12	12	12	13	14	12	12	12	12	12	11
	(153) 開発行為に伴う事前配慮実施数	件	-	18	19	34	25	26	29	17	23	29	32	24
	(154) 田代の郷を中心とした地域の開発に関する検討会開催数	回	-	-	10	13	15	21	0	0	3	0	0	0
	(155) しくみづくりのための検討回数	回								0	0	0	0	0
	(156) 意見交換を行った回数	回								0	0	0	0	0
	(157) 地域のマップづくりのための作業回数(検討会や調査等)	人	-	-	-	30	0	0	0	2	10	30	0	0
5-3-3 計画の確実な推進	(158) 自然環境マップの作成数	枚	-	-	-	-	0	0	0	1	2	0	0	0
	(159) 市民・事業者・市の3者で構成される検討会議の実施回数	回	-	-	-	5	5	5	5	6	5	5	5	10

※平成20年度から指標の調査範囲を広げたため、指標の数値が増えているものがあります。

資料 植物相・動物相

1 植物相

市内における近年の植物相を見る資料としては、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価準備書（付属資料）」（平成6年7月、静岡県）があり、帰化植物を含む124科521種が確認されています。

本市では、宿場町や林業によって古くから人口の集中があったために、山間部ではスギやヒノキの植林が行われ、市街地近辺では水田や雑木林の造成、茶の生産など人間による土地の改変が比較的昔から進められてきました。現在の島田市の地形に植物相を照らし合わせつつ概観すると、北から南にかけて山地から里地、平野、河川、そして台地というように遷移する地形に合わせてそれぞれの植物相を形成しています。

山地では、商品木材として植林されてきたスギやヒノキといった針葉樹林が多くなっています。しかし近年、林業の不振から林業従事者の後継者不足・高齢化が進み、間伐などの植林地の手入れが行われず、暗く密生した林が増えています。

里地では、市内の人々が日々の薪炭に用いるためにコナラなどの雑木林や、茶畑やミカン畑のような農作物の栽培などが行われ、適度に人の手が増えられる形で農村的な二次的自然が創りあげられてきました。しかし、雑木林も薪炭として利用されなくなったため、手入れが行われなくなって荒れており、現在ではシイ・カシ萌芽林に変わってきたり竹が進出しているところも目立つようになってきました。

平野部は、河原や草原を開墾した水田と都市部を形作っていますが、近年の都市化や農業従事者の不足によって放置されるところが増え、セイタカアワダチソウやマメ類などの荒地に生える植物が進出しています。水田に水を流したり、材木の運河として市街地に張り巡らせた用水路は、防災上の観点から直線化・暗きょ化が進み、市街地から水辺環境は縮小してしまいました。

大井川河川敷は、かつては大井川上流から氾らんの度に流されてくる種子の発芽によって適度な生態系のかく乱が行われていたと思われませんが、近年のダム建設や河川改修などに伴って流量の減少・定量化が進み、水路が固定化したり洪水発生頻度が減少したために中州や河川敷の樹林化が著しく、湿地も水田への転換により大部分が消滅しました。川口から神座付近及び赤松付近に比較的まとまったヤナギ林が見られますが、礫質の土壤に生育するコゴメヤナギやアカメガシワが多く、それより下流では堤防によって河川敷は乾燥し、多年生草本のススキが多く見られるほか、つる性植物のクズが河川敷を覆っています。また、恒久的な陸地と化した中州にもヤナギ林が見られます。

そして、大井川南部（右岸）では、東部の平地は水田として、西部の台地は大規模な茶畑として利用されています。

このように、農林業によって開発・維持されてきた二次的自然が市域の大部分ですが、現在、農業の近代化によって土地の改変や農薬の使用が普及し、また後継者の不足などによって放置される山林が多くなり、竹林の拡大や林の陰樹林化のような生態的遷移が進み、植物相は単純化しています。

2 動物相

①哺乳類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成4年3月、島田市）によると、大津・伊太地域で資料や聞き取り、現地調査などで確認された哺乳類は、P93の表の北部地域欄のとおり6目10科17種となっています。また、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成7年1月、静岡県）によると、近隣自治

体の一部を含む初倉地区南部地域では、下表の南部地域欄の4目7科12種が確認されています。

本市及び本市の周辺地域では、クマやシカといった大型種はほとんど見られず、その他の主な中・大型哺乳類の生息状況は、全体的な傾向として北・中央部の山地域で種類が多く、南部の丘陵・平地では種類が少なくなっています。

なお、北・中央部の山地域では、本市で見られる主な中・大型哺乳類が全て記録されています。特に川根地区では、ニホンザル、ホンドタヌキ、ホンドキツネのほか、シカやニホンカモシカが稀に見られることがあります。この他にコウモリ類や住家性のネズミ類等も生息すると考えられるとされています。近年の傾向として、大津地区から鶴網地区にかけ、人里と千葉山鳥獣保護区が近接している場所で、山での食糧確保が困難になったイノシシが頻出し農家への被害が増加していること、都市化に伴い蚊などが増え、それらを餌にするコウモリ類が夏から秋にかけて飛翔するのがよくみられるようになってきています。

北部地域及び空港整備地域一帯での確認哺乳類一覧

目	科	種	確認状況等	
			北部地域	南部地域
食虫	トガリネズミ	ジネズミ	捕獲	-
	モグラ	ヒミズ	捕獲	踏査
		コウベモグラ	踏査	踏査
霊長	オナガザル	ニホンザル	聞き取り	-
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	聞き取り・踏査	踏査
げっ歯	リス	ニホンリス	聞き取り・踏査	踏査
		ムササビ	聞き取り・踏査	踏査
	ネズミ	アカネズミ	捕獲	捕獲
		ヒメネズミ	捕獲	捕獲
		カヤネズミ	捕獲	踏査
食肉	イヌ	タヌキ	聞き取り・踏査	踏査
		キツネ	聞き取り・踏査	踏査
	イタチ	テン	聞き取り・踏査	-
		イタチ	聞き取り・踏査	踏査
		アナグマ	聞き取り	-
	ジャコウネコ	ハクビシン	聞き取り	踏査
偶蹄	イノシシ	ニホンイノシシ	聞き取り	-

初出)「島田市北部開発環境影響調査書」(平成4年)「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」(平成7年)

注)分類については「第3回自然環境保全基礎調査 動植物調査報告書 哺乳類」環境庁(昭和63年)に従った。

②鳥類

「島田市北部開発環境影響調査書」(平成4年3月、島田市)によると、大津・伊太地域で現地調査で確認された鳥類は、12目27科73種となっています。また、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」(平成7年1月、静岡県)によると、南部地域では、15目33科95種が確認されています。また、北部地域は文献による調査、南部地域は季節ごとの鳥類相についても確認をしています。

北部及び南部の鳥類相は共通する種が多く、どちらも二次的自然に生息する、いわゆる里山の鳥類相を呈しています。季節の変動をみると、生息密度は非繁殖期(秋季～冬期)に多く繁殖期(春季～夏季)に少なくなっています。これは渡り鳥のうち冬鳥が多く渡ってくるということで、本州中部以南の平地から低山の樹林帯における特徴を示しています。

しかし、市内において特によく見られる種類はホオジロ、ヒヨドリ、メジロ、エナガ、シジュウカラ等、国内において広く分布し個体数の多い種類です。特定の種類が地域の全種類の個体数の6～7割を占めており、市域の自然が農耕地や植林といった人為的影響を強く受けていて、種の多様性が低くなっていることが示唆されています。

さらに、北部地域については過去の資料からその存在が記録されていながら、最近の調査で確認できなかった種が5目6科10種あります。カイツブリやコアジサシなど渡りを行う鳥が多く、水田や森林といった、これらの飛来地域が最近の開発等で失われ、北部地域から姿を消したことが考えられます。ただし、アオサギやカモについては大津地区で、セグロセキレイやキセキレイは川根地区で目撃されています。

また、「島田市伊太田代地区土地利用基本計画にかかわる自然環境影響評価調査報告書」（平成16年3月、島田市）によると、同地区でクマタカの営巣と産卵が確認されています。

なお、政府の発行する「日本の絶滅の恐れのある野生生物—レッドデータブック」（平成14年、環境庁）において選定された種が、本市では7種が確認されています。

島田市で確認されているレッドデータブック記載鳥類

科	種	区分	内容	場所
ワシタカ	クマタカ	絶滅危惧IB類(EN)	近い将来における絶滅の危険性が高い種	伊太田代
	オオタカ	絶滅危惧II類(VU)	絶滅の危険が増大している種	北部及び南部
	ミサゴ	準絶滅危惧(NT)		南部
サギ	ミゾゴイ	準絶滅危惧(NT)	現時点で絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性がある種	南部
	チュウサギ	準絶滅危惧(NT)		北部及び南部
ワシタカ	ハイタカ	準絶滅危惧(NT)		北部及び南部
	ハチクマ	準絶滅危惧(NT)		南部

③爬虫類・両生類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成4年3月、島田市）によると、大津・伊太地域の現地調査で確認された爬虫類は、下表の北部地域欄の2目3科6種、両生類は2目5科9種となっています。また、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成7年1月、静岡県）によると、下表の南部地域欄のとおり、爬虫類は2目4科8種、両生類は2目5科10種が確認されています。

島田市で確認されている爬虫類・両生類

分類				現地確認状況		
綱	目	科	種	北部地域	南部地域	
爬虫	トカゲ	トカゲ	ニホントカゲ	○	○	
		カナヘビ	ニホンカナヘビ	○	○	
	ヘビ	ヘビ	シマヘビ		○	○
			ジムグリ		○	○
			アオダイショウ		○	○
			ヒバカリ			○
			ヤマカガシ		○	○
		クサリヘビ	マムシ		○	
両生	有尾	イモリ	アカハライモリ	○	○	
	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル (アズマヒキガエル)	○	○	

	アマガエル	アマガエル	○	○
	アカガエル	ニホンアカガエル	○	○
		ヤマアカガエル		○
		トノサマガエル		○
		トウキョウダルマガエル	○	
		ウシガエル		○
		ツチガエル	○	○
	アオガエル	モリアオガエル	○	
		シュレーゲルアオガエル	○	○
		カジカガエル	○	○

日本においては大部分の爬虫両生類は人里近くに集中して生息するため、本州で見られる種はほとんど確認できるとともに、北部地域と南部地域の爬虫両生類相はほぼ一致しています。南部地域に比べて北部地域の方が確認された種が少ないですが、爬虫両生類は目立たない種も多いので調査中に確認が取れなかった可能性も強く、実際にマムシは大津地区で確認しています。また、ニホンヤモリは南部・北部共に記載がない種類であります。平成14年に中央町で確認されており、住宅地を中心に分布の可能性あります。

トノサマガエルとトウキョウダルマガエルは目視での分類が困難な場合があり、現在はトノサマガエルが市の田園地帯で普通に見られることから、北部地域のトウキョウダルマガエルはトノサマガエルの誤認である可能性が強いと思われます。モリアオガエルは、北部では資料のみの確認とされていますが、現在は東光寺地区、相賀地区と田代地区で見られます。移入種であるウシガエルは南部の溜池で確認されていますが、北部の溜池ではまだ確認されていません。一方、旧市街地や東光寺地区など北部の平野部では、南方の種で西日本から急速に分布を広げているヌマガエルが新たに確認されています。

イシガメ、クサガメなどのカメ類については、本市においては危機的な状況にあります。農村地帯の川や池のほとりを生活環境とするカメ類は、護岸工事による生活場所の消失、餌となる小魚や水生昆虫の激減、自動車の増加による交通事故などで急激に個体数を減らし、わずか10数年前に普通に見られたこれらのカメ類は、市内の河川ではすでにほとんど見られなくなっています。

④昆虫類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成4年3月、島田市）によると、大津・伊太地域で現地調査で確認された昆虫は、主要なものだけで15目87種、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成7年1月、静岡県）によると、南部地域で確認された昆虫は、15目1,037種です。いずれも東海地方の平地から低山帯で普通に見られる種類ですが、その中で特に注目すべき種類として、北部調査ではP96の表のものが挙げられています。

昆虫類は、大変種類が多いうえに分類が難しく、また体が小さくあまり人目につかない生活様式をもつものも少なくありません。そのため市内に生息する種類を完全に記録することはきわめて困難です。また、市域の大部分が昔から農林業によって改変されてきた二次的自然であり、市民と生物との接点の大部分が農用地であるという特徴から、茶やミカンなどに専門的につく害虫もよく見かけます。茶につくアオバハゴロモ、ミカンにつくカメムシ類などは飛翔能力があり、街灯に集まる性質をもつ昆虫は夜の市街地に集まっているのを普通に見かけます。また、ミカンの害虫であるゴマダラカミキリはミカンの栽培がさかんな本市では特に大型で目立つ種類であるが、農薬の普及とともに最近ではあまり見かけなくなっています。

島田市で確認された注目すべき昆虫類

分 類		選定基準	調査方法	
上位分類	種 名		現地調査	資料調査
蜻蛉目	ムカシヤンマ	指標昆虫	○	○ (大津谷川中流)
	タベサナエ	特定昆虫C	○	
	サラサヤンマ	限定分布種、環境指標種	○	
直翅目	タイワンクツワムシ	限定分布種、減少種	○	
	アオマツムシ	特定昆虫B	○	
	ヒサゴクサキリ	特定昆虫B・C、限定分布種		○ (野田)
	マツムシモドキ	限定分布種、環境指標種		○ (大草)
網翅目	ベーツヒラタカマキリ	特定昆虫B		○ (市内)
半翅目	ハルゼミ	指標昆虫	○	
	ヒメハルゼミ	限定分布種、環境指標種		○ (市内)
	アカスジキンカメムシ	特定昆虫B		○ (市内)
	ウシカメムシ	特定昆虫B		○ (市内)
毛翅目	カタツムリトビケラ	希少種	○	
鱗翅目	フリチェホウジャク	限定分布種	○	○ (市内)
	アゲハモドキ	限定分布種		○ (市内)
	イボタガ	限定分布種、減少種		○ (市内)
	ウスバシロチョウ	特定昆虫B、限定分布種		○ (川口・大間)
	ウラキンシジミ	限定分布種		○ (市境)
	ミヤマシジミ	限定分布種、環境指標種		○ (向谷)
	クロコノマチョウ	分布限界種、環境指標種	○	○ (丹原)
	オオムラサキ	環境指標種		○ (川根)
	クロヒカゲモドキ	限定分布種		○ (川根)
鞘翅目	センチコガネ	環境指標種	○	
	ゲンジボタル	指標昆虫、環境指標種	○	
	ヘイケボタル	減少種	○	
膜翅目	クロスズメバチ	環境指標種		○ (市内)
	オオスズメバチ	環境指標種	○	
	ニホンミツバチ	環境指標種	○	
	オオツヤクロジガバチ	限定分布種		○ (川根)
	ミカドジガバチ	限定分布種		○ (川根)
	オオフタオビドロバチ	環境指標種		○ (川根)
	バラハキリバチ	環境指標種		○ (川根)
	トラマルハナバチ	環境指標種		○ (川根)

* 選定の基準は以下のように定義される。

指標昆虫：『分布域が広く、比較的馴染みがあり、かつ、全体として山地から平地での良好な自然環境の指標となる昆虫』として環境省が選定した昆虫類

特定昆虫：都道府県ごとに選定した昆虫類で、基準Bは『分布が国内の若干の地域に限定されている種』、基準Cは『普通種であっても、北限・南限など分布限界につながると思われる地域に分布する種』と定義されている。

限定分布種：分布域が県内の若干の地域に限定されている種

分布限界種：分布限界になると思われる産地に分布している種

環境指標種：当該種の存在により、残存自然の質・量を表示できるような種

減少種：個体数の著しい減少が心配される種

分布限界種：分布限界になると思われる産地に分布する種

希 少 種：いわゆるレッドデータの1区分であり、わが国に生息する昆虫のうち、『存続基盤が脆弱な種または亜種』に該当する種

出 展：「日本の重要な昆虫類（東海版）」（環境庁 昭和55年）

「静岡県の重要昆虫」（杉山恵一 昭和58年）

「日本の絶滅のおそれのある野生動物 無脊椎動物編」（環境庁 平成3年）

「昭和57年度 島田市総合環境調査業務委託報告書〈生物に関する環境精査〉」

（島田市 昭和58年）

⑤魚類

「島田市北部開発環境影響調査書」（平成4年3月、島田市）と、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成7年1月、静岡県）によると、北部地域及び南部地域では下表の魚類が確認・記録されています。

島田市内で確認された魚類

分 類			現地確認状況		
目	科	種	北部地域	南部地域	
サケ	サケ	アマゴ	○		
	キュウリウオ	アユ	○		
コイ	コイ	カワムツ	○	○	
		オイカワ	○	○	
		ウグイ	○	○	
		タカハヤ	○		
		アブラハヤ		○	
		モツゴ	○	○（池）	
		カマツカ	○	○	
		タモロコ	○		
		コイ		○	
		ゲンゴロウブナ	○	○（池）	
		ギンブナ	○	○（池）	
		タイリクバラタナゴ		○（池）	
		ドジョウ	ドジョウ	○	○
			シマドジョウ	○	○
	ナマズ	ギギ	アカザ	○	
スズキ	カジカ	アユカケ	○（大井川）		
	ハゼ	シマヨシノボリ	○	○	
		オオヨシノボリ	○	○	
		カワヨシノボリ		○	
		トウヨシノボリ		○（池）	
		ボウズハゼ	○		
		チチブ	○		

カワムツやオイカワなど、多くは河川護岸工事などの影響で平板化された河川などで優先する種が見られます。大井川本流では、環境庁の第2回自然環境保全調査において調査対象種とされたアユカケが確認されています。

また、川根地区の「野守の池」では、閉鎖性水域の湖沼であるため、近年水質が悪化しています。このため、以前から生息しているコイ、フナなどに対し、水質の悪化に強いブラックバスやブルーギルなどの外来種が増えています。

環境用語解説

【あ行】

●アイドリングストップ

信号待ちや荷物の積み下ろし時など、自動車が走っていないときにエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）は、できるだけやめようという取組です。不必要なアイドリングをやめれば、燃料が節約でき、排出ガスも減らすことができます。

●アスベスト（石綿）

アスベストは蛇紋石や角閃石に含まれている天然の繊維状の鉱物で、断熱性、保温性、防音性等のすぐれた特性を持っているため、建築材料など多様な用途に使用されてきました。しかし、空気中に漂っているアスベストの吸引による中皮腫、肺がんなど健康影響が社会問題化し、被害者の救済を目的に平成18年2月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

●アダプト・プログラム

市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」です。アダプトとは英語で「養子にする」の意味で、一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援します。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めます。

●硫黄酸化物（SO_x）

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料が燃焼する際に発生する大気汚染物質です。また、大気中で硫酸に変化し、酸性雨の原因の一つになります。わが国では高度経済成長期に硫黄酸化物による大気汚染が進行しましたが、その後さまざまな規制や対策を設けた結果、硫黄酸化物の濃度は減少しています。

●一酸化炭素（CO）

燃料等の不完全燃焼によって生じ、自動車が主な発生源とされています。COは血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くさせます。

●一酸化二窒素（N₂O）

二酸化炭素、メタンに次いで今後の地球温暖化にとって第3番目に重要な気体として注目を集めています。一酸化二窒素は対流圏では消滅源を持たず、成層圏に達した後に光化学反応によって分解されますが、その反応の過程で生成される窒素がオゾン層の破壊につながるようになります。

●一般廃棄物

廃棄物処理法では、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義しています。一般廃棄物は、さらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、ごみは事務所・商店などの事業活動に伴って排出された「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って排出された「家庭ごみ」に分類されます。

●雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる施設で、透水性舗装、雨水浸透ます、雨水浸透管、雨水浸透側溝などがあります。

●雨水浸透ます

透水性の雨水ますのことで、底と横に穴が空いており、ますの底と周りを碎石で被って設置したものです。浸透ますを使うと、雨水が地下にしみ込むことにより地盤沈下を防いだり、川に流れ込むまでの時間を長くし河川の氾らんなどを防ぎます。

●雨水貯留施設

水道水の利用を減らすために、雨水を貯めておいて洗車や植物の水やりなど、水道水でなくても問題ない用途に利用するための施設です。雨水タンク、農業用溜池などがあります。

●エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツールである環境活動評価プログラムです。

●エコキュート

自然冷媒ヒートポンプ給湯器といい、ヒートポンプ技術を利用し空気の熱で湯を沸かすことができる電気給湯器のうち、冷媒として、フロンではなく二酸化炭素を使用しています。このため環境負荷が低いことに加え、深夜電力の利用など経済的であることから設置台数は急速に増加しています。

●エコクッキング

環境に配慮して調理全般をすることで、水を汚さないよう工夫したり、余熱で調理してエネルギーの無駄を省くことや、野菜の皮や葉を料理に使うことで生ごみを少なくしたりすることをエコクッキングといいます。

また、旬のものを食べたり、きちんと計画して食品を購入することは、温室栽培などによるエネルギーの無駄を防ぐだけでなく、健康面や経済面でも（旬のものは安い上に栄養価が高く、また計画的な購入は、食べきれずだめにしたりすることが少なくなるため）よいことです。

●エコショップ（制度）

ごみの減量化やリサイクルの推進に積極的に取り組む小売店舗等を市がエコショップとして認定することにより、循環型社会の形成の推進及び市民の環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的とした制度です。認定の基準は、簡易包装、ばら売り又は量り売りの推進、マイバックの利用促進とレジ袋の削減、店頭での牛乳パック、トレイ、ペットボトル、ビン、缶などの資源物の回収、エコマーク・グリーンマーク等のついた商品の販売などに積極的に取り組んでいると認められる店舗です。

●エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料消費の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択や相乗りの習慣など、省エネルギーと排出ガス減少に役立つ運転をいいます。

●エコマーク

「私たちの手で、地球を、環境を守ろう」という気持ちを表したもので、(財)日本環境協会により環境保全に役立つ商品につけられるシンボルマークのことをいいます。

●オゾン層

地球を取りまく大気の成層圏に存在する、オゾンを多く含む部分をオゾン層といい、太陽光線に含まれる有害な紫外線のほとんどを吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たします。オゾン層は、成層圏まで上昇したフロンガスが紫外線によって分解されて放出された塩素によって破壊されるといわれます。

●温室効果ガス

太陽から光のほとんどは、大気を素通りして地表面で吸収されます。加熱された地表面は赤外線を放出して熱を宇宙に逃がしますが、大気中には赤外線を吸収する性質を持つ気体があり、地表に入ってくる太陽の光は変わらないのに宇宙へ出て行く熱が減るため、地表の気温が上昇します(温室効果)。赤外線を吸収する性質を持つ気体は二酸化炭素、フロンガスなどがあり、温室効果ガスといわれます。

【か行】

●カーフリーデー

車の乗り入れが多い市街地・住宅地等で、車を規制して車の排出ガス、渋滞、事故、騒音等、自動車が環境に与える影響から開放されることをいいます。

●カーボン・オフセット

人間の生活や経済活動などにより、「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業などでによって、「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称です。

●外因性内分泌かく乱物質

→環境ホルモン

●化学的酸素要求量

→COD

●夏季の軽装化(クール・ビズ)

温室効果ガス削減のために、夏のエアコンの温度設定を28℃にし、オフィスで快適に過ごすことができる服装のことで、素材からデザイン、コーディネートまで様々な提案がされています。

●拡大生産者責任(EPR)

拡大生産者責任(EPR=Extended Producer Responsibility)とは、生産者の責任を、製品の製造、使用、流通段階だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで拡大する考え方のこと

です。平成12年6月に施行された「循環型社会形成推進基本法」に明記されています。これにより、廃棄されてごみになった商品のリサイクルや処理・処分費用は生産者が負担することになり、製品価格の上乗せも考えられます。また生産者において、廃棄後にリサイクルしやすかったり、処理・処分時に環境負荷が低いといった製品開発が進み、より効率的で低コストな廃棄物処理が実現すると考えられています。

●合併処理浄化槽

→浄化槽

●家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、一般家庭や事業所から出された電化製品のうち、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目(6機器)に対して、①製造業者の製品引取り及び再商品化義務、②消費者の再商品化にかかる費用負担などがあります。まだ使える部品や材料をリサイクルして、ごみを減らし、資源を有効に利用することを目指した法律です。

●環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関わる環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことで、環境基本法により定められています。

●環境教育

平成12年度に策定された国の環境基本計画において、「環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成し、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進するもの」とされています。

●環境人材バンク

市民が環境について楽しく学ぶため、環境に関わる各種講座、体験教室や学校教育などを実施する団体などに対して、市が派遣する講師を環境人材バンクとして登録しています。

●環境税

明確な定義はありませんが、一般的に、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出量に応じて課税する、いわゆる炭素税のことを指します。炭素税は環境負荷の低減を目的とし、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が課税対象となります。税収は環境対策の財源にあてられることとなります。

●環境保全協定

環境の保全を目的として、地方自治体及び企業との間で締結される協定のことです。島田市では、島田市環境基本条例第10条第2項に基づき、事業者と市が互いに協力して良好な生活環境を維持発展させることや、住民の健康を保護増進することを目的として、市内の主要工場と環境保全協定を締結しています。

●環境ホルモン（外因性内分泌かく乱物質）

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のことです（研究者や機関によって定義が確定していません）。

現在、かく乱物質として疑われているものとして、業務用合成洗剤の分解物であるノニルフェノール、ポリカーボネート樹脂の原料等であるビスフェノールA、スチレンからポリスチレン樹脂を合成するとき重合が不完全で生成するスチレンダイマー（2重体）、スチレントリマー（3重体）があります。また、ダイオキシン類もその1つです。

●環境マネジメントシステム（EMS）

企業などが自ら、企業経営の中でごみ排出を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境への負荷を低減していくため、継続的に環境負荷の削減が図れるような組織体制にするための管理システムのことです。島田市の「環境管理システム」も同じ考え方のものです。

●環境モニタリング

環境への影響を常に測定・監視することにより、環境に配慮した活動等につなげていくためのものです。

●環境用水

都市において、環境の保全や改善、親水、景観形成などのために利用される水のことです。農業用水、産業用水（発電用水と工業用水）、都市用水（生活用水や業務用水など）、河川維持用水と並び、用水の1形態。農業用水や産業用水などに関わる既存水利権との関係から、その用水確保が課題となっています。

●京都議定書

地球温暖化対策を講じるために、気候変動枠組み条約の発効後、締約国会議（COP）で議論を重ねた結果、平成9年12月に京都で開催された第3回気候変動枠組み条約締約国会議（COP3）で採択された議定書で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減の対象になっています。

この議定書で、先進国の温室効果ガス削減目標が定められ、各国が平成20年から平成24年までにその削減目標を実現する責任を負うことを確認しました。我が国の削減目標は、平成2年基準で6%削減することとなっています。

●近自然型工法

工事の対象となる河川などが本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全・創出をめざした工法のことをいいます。「多自然型工法」ともいいます。

●クリーンディーゼル車

ディーゼル車は、本来はガソリン車より燃費が良く二酸化炭素の発生も少ないが、NOxが多く放出されるディーゼル黒煙などの問題もあるため、国や自治体が厳しく規制し悪いイメージがありました。しかし、排

ガス性能を向上させたディーゼルエンジンの開発が進み、欧州を中心に普及。次世代型低公害車として有力視されています。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

●クール・ビズ

→夏季の軽装化

●光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素等が強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の刺激性を有する物質の総称で、主成分はオゾンです。大気中でスモッグを形成するので、この現象を光化学スモッグともいいます。人の目やのどを刺激し、植物にも影響を与えるとされています。環境基本法に基づき環境基準が設定されています。

●高効率Hf型蛍光灯

高周波点灯専用形蛍光灯のことで、インバータ（安定器）を備えているため、高い周波数で点灯させることにより高い発光効率が得られます。

また、軽量、高い演色性などに加え、インバータの低価格化により蛍光灯の主流になりつつあります。

●降下芒硝

芒硝（ぼうしょう）とは、別名硫酸ナトリウムと呼ばれ、食塩を硫酸と強熱して得る白色粉末結晶のことです。パルプの原料としての用途があり、クラフトパルプ工場がある当市では、芒硝が煙突から降下する濃度の調査を昭和40年から平成14年まで行なっていました。

●高水敷

河川敷のうち、洪水のときだけ水の流れる部分です。常に水が流れている部分は低水路と呼びますが、それより一段高い部分の敷地です。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されています。

●古紙配合率（古紙含有率）

コピー用紙などに含まれる古紙（回収した使用済みの紙など）に含まれる割合のことです。グリーン購入法では、紙の環境配慮を表す基準として古紙配合率を主な評価基準にしていますが、一部の製紙メーカーの「古紙偽装問題」により、国はその評価基準を見直し、古紙配合率に加え、適切に管理された森林から作られたバージンパルプの使用や適切な白色度に抑えること、紙単位あたりの重さ（坪量）を加えた計算式によって算出された点数を新たな環境配慮の判断基準としています。

●コージェネレーションシステム

ひとつの燃料源から二つ以上のエネルギーを同時に得る方法です。従来の電力のみを発生させている発電設備の場合、駆動機（エンジン、タービン）などが

ら出る排出ガスや冷却水はそのまま捨てられていましたが、コージェネレーションシステムでは、発電機で電力を供給し、かつ、駆動機からの排出ガスや冷却水などの排熱を回収し、冷暖房、給湯に有効利用（熱併給発電）します。

●コンポスト

生ごみ、落葉、剪定枝など様々な有機物を原料に微生物の働きで発酵、分解してできる堆肥です。

【さ行】

●最終処分場

最終的に廃棄物を自然界に埋め立てる場所。廃棄物の最終処分場は、埋立処分する廃棄物の環境に及ぼす影響により、しゃ断型、安定型、管理型の3種類に区分されます。

●里親制度

→アダプト・プログラム

●里山

一般には、農家の裏山や人里近くの丘陵、低山帯に広がる、松林などを含む雑木林と採草地を指します。里山は、稲作農耕文化と深く関わりを持ちながら形成され、周囲の水田やため池、水路、河川とともに豊かな生物相を育み、まとまりのある景観をつくりあげてきました。里山、農地、集落、水辺からなる農村景観を「里地」と呼びます。

●サーマルリサイクル

熱回収と訳され、廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することです。

●産業廃棄物

事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

●自然エネルギー

太陽光、水力、風力などエネルギーを指し、石油など従来のエネルギーに比べ再生可能で、有害物質の排出が相対的に少なく、環境への負荷が少ないエネルギー源です。

●臭気指数

人間の嗅覚測定（官能試験）による臭気の数値化方法の1つです。その臭気は無臭の清浄な空気中で希釈し、臭わなくなったときの希釈倍数を臭気濃度といい、臭気指数は臭気濃度の対数に10を乗じて求めます。臭気そのものを人間の嗅覚で測定するため、悪臭の被害者感覚に一致しやすいというメリットがあります。

悪臭防止法では、平成7年の改正で臭気指数が規制基準に用いられるようになりました。

●集じん施設

気体中に浮遊する粉じんなどを取り除き、きれいな

空気にする施設のことです。工場内で発生した粉じんが周囲に排出されることを防いだり、工場内を清浄化して作業環境を改善するなどの効果があります。

●循環型社会

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、更に天然資源を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことを言います。

●浄化槽（単独処理浄化槽、合併処理浄化槽）

水洗し尿を沈殿分離或いは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。

水洗し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽があります。単独処理浄化槽では、生活雑排水が処理されないため、水質汚濁を進めてしまいます。

平成12年6月の浄化槽法改正及び建築基準法施行令改正等により、現在、新たに設置される浄化槽はすべて合併処理浄化槽となっています。

●硝酸性窒素

窒素は植物に必須な養分であり、主な植物は硝酸性窒素の形態で窒素を吸収しています。しかし、肥料などで過剰に土壤に供給された窒素は、硝酸性窒素として下層に移動し地下水を汚染します。過剰な硝酸性窒素を含む地下水を飲用すると体内で亜硝酸性窒素に変化し、健康被害の原因となります。

●食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。平成17年に成立した食育基本法においては、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきものと位置づけられ、単なる料理教育だけでなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化についての総合的な教育のことをいいます。

●親水空間

河川整備計画を策定するとき、河川全域三面コンクリートなどにより、河川が地域住民にとって遠い存在になってしまったことなどへの対策から、市民が気軽に河川へ降りることができるようということで設けられる空間です。遊歩道や階段、飛び石などがよく設置されます。

●生物化学的酸素要求量（BOD）

微生物によって水中の有機物が酸化分解される際に消費される酸素の量をmg/lで表したもので、BOD値が大きければその水中には汚濁物質（有機物）が多く、水質の汚濁が高いことを意味します。

【た行】

●ダイオキシン類

塩素を含む有毒な有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、発ガン性や生殖異常を引き起こすなどの毒性が報告されています。

ポリ塩化ビニルやポリ塩化ビニリデンなどの塩素原子を含むプラスチックを低い温度で燃焼させた際などに発生するといわれています。

●帯水層

地中の透水層において、地下水によって飽和している地層のことを指します。

●太陽光発電

太陽光のもつエネルギーを改質して電気エネルギーに変換するためのものです。最近では屋根に取り付ける小型のものが普及しています。

●太陽熱利用

太陽の熱を保存して給湯や暖房に利用するものです。

●多自然型工法

→近自然型工法

●炭化水素

炭素原子と水素原子だけでできた化合物の総称です。その分子構造によりアルカン、アルケン、アルキン、シクロアルカン、芳香族炭化水素などに区分されます。炭化水素で最も構造の簡単なものはメタンです。

●地産地消

地元でとれた農産物を地元で消費するという考え方です。

●窒素酸化物 (NO_x)

発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどの高温燃焼の際に、空気中の窒素が酸素と結合して一酸化窒素 (NO) が発生し、これがまた酸化されて安定した二酸化窒素 (NO₂) となり大気中に排出されます。

通常、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物 (NO_x、ノックス) と呼びます。窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダントの原因となる物質を生成します。また、窒素酸化物は硫酸化物とともに酸性雨の原因ともなります。

●低公害車

石油代替エネルギーを使い、自動車排出ガス対策を施した車。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車とハイブリッド自動車の4車種が一般に低公害車と呼ばれていますが、一定基準を満たした低燃費かつ低排出ガス認定車も低公害車と呼ぶことがあります。

●低炭素社会

化石エネルギーの消費等に伴う温室効果ガス(特に二酸化炭素)の排出を大幅に削減することで、地球温暖化を抑え気候の安定化に貢献することと同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいいます。

●デシベル (dB)

電力、音響圧力、音の強さなどの「量の比」を表わす単位です。環境関係では、音圧の平方の対数を用いて音の強さを表現します。人の感覚が刺激量の対数にほぼ対応することから、音や振動の強さをある一定の水準の強さに対比し、その比の対数を音や振動の尺度として用いています。

●デマンド警報装置

施設の契約電力を決定付ける最大需要電力のピークカットを行い、節電による使用電力量の削減を可能とする装置で、二酸化炭素を削減する取組に活用されています。

●等価騒音レベル (Leq)

変動する騒音レベルのある時間内におけるエネルギーを平均し、レベルが一定である騒音に置き換えた場合の騒音レベルのことをいいます。測定対象が間欠騒音や、時間変動が大きい騒音の場合の評価法として広く用いられています。

●透水性舗装

雨水を直接舗装体に浸透させ、舗装体の貯留と路床の浸透能力により、雨水を地中へ浸透させる舗装をいいます。雨水流出効果の他、街路樹の育成、雨天時の歩行性の改善、交通騒音の低減にも役立ちます。

●特定建設作業

建設作業のうち、くい打ち機やバックホウ、ブルドーザーなどを使用する作業のことで、これらの作業は大きな騒音や振動を発生させることから、法律及び条例で規制されています。

【な行】

●生ごみ処理機

生ごみを乾燥させて減量化したり、微生物の作用で分解したりする機械です。

●二酸化硫黄

→硫酸化物 (SO_x)

●二酸化窒素 (NO₂)

→窒素酸化物 (NO_x)

●ノーカーデー

事業所や行政単位で、例えば毎週水曜日などと日を決めて自動車の利用を控える運動です。渋滞緩和、省エネルギー、大気汚染・騒音の抑止といった効果のほか、環境に対する啓発として取り組まれています。

【は行】

●ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸化物、ばいじん及び物の燃焼・合成・分解に伴って発生するカドミウムや塩素、窒素酸化物等のことをいいます。

●バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体(植物、動物等)のことです。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メ

タン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがあります。ごみや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立ちます。

●ばいじん

燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する、すす等の固体粒子の総称です。

●ビオトープ

ドイツ語のBio（生きもの）とTop（場所）の合成語で、多様な生きものが持続して暮らせる生息空間のことです。

●ピートモス

ミズゴケ類などの鮮苔類、アシ、ヨシ、スゲ、ヌマガヤ、ヤナギなどの植物が堆積し、腐植化した泥炭（でいたん）を脱水、粉碎、選別したもので、農業、園芸用土、若しくは土壌改良剤として用いられます。

●微小粒子状物質（PM2.5）

→PM2.5

●非メタン炭化水素

メタン以外の大気中の水素・炭素化合物の総称のことです。空気中で反応性が高く、光化学オキシダントの原因物質となります。

●浮遊物質（SS）

→SS（浮遊物質）

●浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する物質のうち、粒径が10ミクロン以下の粒子の総称。首都圏においてディーゼル車からの黒煙が主な排出源となっています。

呼吸器官壁に沈着することにより他の大気汚染物質の有害作用を強めます。アレルギーを引き起こしやすくするほか、発ガン性物質も含まれています。

●フロン

炭素、フッ素、塩素などの化合物の総称で、洗浄剤、冷媒、発泡剤などに使用されています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンについては、オゾン層保護条約議定書（モントリオール議定書）で特定フロンに指定され生産が全廃されています。

特定フロンの代用品として使用される代替フロンについても、温室効果ガスとして作用することから、他の物質に転換することが望まれています。

●ボカシ

有機質肥料と微生物の力を借りて発酵させた肥料です。

【ま行】

●マイ箸

自分用に持ち歩いて使う箸のことで、日本で使用される割り箸の原料となる木材の伐採や使い捨てなど、森林資源の保全や廃棄物発生抑制の視点から、最近では多くの個人や企業が取り組んでいます。

●マイバック（運動）

自分の買い物袋を持って買い物をし、レジ袋を使わないようにすることで、レジ袋を有料化したり、レジ袋を使わなかったときにスタンプを押して、スタンプがたまったら商品券と引き換えるなど、運動を支援する取組も増えています。

●メタン

有機物の腐敗、発酵により発生する無色・無臭の可燃性のガスで、ごみの埋め立て処分場や下水の汚泥、家畜のふん尿などから発生します。地球温暖化の原因の温室効果ガスのうち、二酸化炭素に次いで多く排出され、温室効果ガス全体の約2割を占めています。最近では、化石燃料の代替エネルギーとして、発電に利用する研究も進められ、バイオマスエネルギーとして注目を浴びています。

【や行】

●容器包装リサイクル法

家庭から出る一般廃棄物において、大きな割合を占める容器包装廃棄物の減量化とリサイクルを促進するための法律（正式には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）です。リサイクルの義務は、容器や包装を利用したメーカー及び生産・販売した製造メーカーなどの事業者には課せられますが、平成12年4月からは、紙製容器包装やペットボトル以外のプラスチック製容器にも対象が広がられました。

●溶存酸素量

→DO

【ら行】

●リターナブル容器

繰り返し使用が可能な容器、すなわち、中身を消費した後の容器を、販売店を通じメーカーが回収し、洗浄して再び使用する容器をいいます。例えばビールびんなどがそうであり、ビールびんは平均20～30回、一升びんは6回程度繰り返し使用されています。リターナブル容器は生（いき）びんと俗称され、容器包装廃棄物の減少、資源の有効利用につながっています。

●レアメタル（希少金属）

地球上に存在量が少ない金属や、採取が難しい金属の総称。コバルトやバナジウムなど全部で31種類あります。わずかな量を加えるだけで製品の機能をあげることができるなど優れた特性があり、自動車、電機、鉄鋼のなど幅広い分野で利用されています。近年は世界的な需要拡大で価格高騰や供給難となっていて、レアメタルの使用削減や代替物質の開発などに注目が集まっています。

また、捨てられた大量の家電製品や携帯電話などからレアメタルの回収も行われており、新たな資源供給源として「都市鉱山」と呼ばれています。

【アルファベット】

●BOD (Biochemical Oxygen Demand)

→生物化学的酸素要求量

●CO

→一酸化炭素

●COD (Chemical Oxygen Demand)

COD (化学的酸素要求量) は、酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸素量をmg/ℓで表したもので、水の汚れの度合いを示す方法としてよく用いられます。COD値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示しています。

●DO (Dissolved Oxygen、溶存酸素量)

水中に溶けている酸素の量をmg/ℓで表したもので、溶存酸素自体は温度と気圧によって飽和量が決まっています。溶存酸素量が一定以下になると魚類等の生息も制約され、更に減少すると生息なくなります。また、1mg/ℓ以下になると底質から硫化物やメタンガス等が発生するようになります。

●EPR

→拡大生産者責任

●ISO

様々な分野で国際的な「交換」を容易にするための標準規格を取り決め、これを普及させることを目的として昭和22年にロンドンで設立された国際組織です。ISOでは、平成5年から、環境マネジメントシステムについて国際規格の規定準備を進めてきましたが、平成8年9月に環境マネジメントシステムISO14001として規格を制定しました。これを受けて我が国は同年10月に関連のJIS規格を制定しました。

●NO_x

→窒素酸化物

●N₂O

→一酸化二窒素

●pH

正式には水素イオン濃度指数といい、物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値です。特に断らない場合は水溶液中の値を指し、pH値が7の場合は中性と呼ばれます。pH値が小さくなればなるほど酸性が強く、逆にpH値が大きくなればなるほどアルカリ性が強いことを意味しています。

●PM_{2.5} (微小粒子状物質)

大気汚染物質の1つで、直径2.5μm以下の小さな粒子であり、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。平成21年9月に環境基準が設定されました。

平成25年冬に中国大陸の大気汚染と関連して、の西日本を中心に高濃度のPM_{2.5}が観測されたことから、環境基準とは別に、平成25年2月に環境省から「注意喚起のための暫定的な指針」が示され、1日の平均濃度が70μg/m³を越えることが予想される場合は、都道府県が注意喚起を行うことを推奨することされました。

●ppm (Parts Per Million)

100万分のいくつの意味。大気や水質中の汚染物質の濃度を表示するのによく用いられています。大気汚染では1ppm=1ml/m³、水質汚濁では1ppm=1mg/ℓです。

●PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)

有害性のある化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、或いは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計・公表するしくみです。対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出ます。行政機関は、そのデータを整理・集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。

諸外国でも導入が進んでおり、日本では平成11年、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律により制度化され、平成14年4月から、第1回目の排出量などの届出が始まりました。

●RDF (Refuse Derived Fuel)

ごみ固形燃料。家庭から分別収集した生ごみ、紙ごみ、プラスチックなどを粉砕し、接着剤、石炭などを加えて練り上げ、ペレット状にした燃料。ごみのリサイクル手法のひとつとして注目されています。

●SS (Suspended Solid、浮遊物質)

水中を浮遊する粒径2mm~1ミクロンの小粒子状物質の総称です。重要な水質汚濁指標の一つで、SSが多くなると水が濁って光の透過が妨げられてしまうことで水域の自浄作用を阻害したり、魚類の呼吸に悪影響を及ぼします。一般的に水域の正常な生活活動を維持するには25mg/ℓ以下が望ましいとされています。

●SPM (Suspended Particulate Matter)

→浮遊粒子状物質

【数字】

●4R

Refuse:ごみになるものを買わない・いらぬものは断る。

Reduce:買う量、使う量を減らしてごみになるものをなるべく減らす。

Reuse :ごみに出す前に再使用の方法を考える。

Recycle :再資源化に協力する。

の4つを意味します。



エコアクション21

認証・登録番号0003251

平成21年1月認証取得

島田市環境報告書

～平成25年度版～

平成26年3月

編集・発行 島田市生活環境部環境課
〒427-0034

島田市伊太7番地

T E L 0547-36-7145

F A X 0547-34-5501

E-mail kankyo@city.shimada.shizuoka.jp

○この冊子の本文は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。